

令和6年度平塚市国民健康保険税の試算の注意点

1. 次のような場合は正しい税額が試算できない場合があります

- ・所得の申告をしていない場合
- ・所得が一定額以下の場合(所得額に応じて均等割額と平等割額が2割、5割、7割軽減される場合があります)
- ・所得金額調整控除が適用になる場合
- ・年度途中で加入者の人数や所得が変更となる場合
- ・年度途中で加入者が40歳、65歳、75歳のいずれかになる場合
- ・雑損失の繰越控除の適用を受けている場合
- ・分離課税の土地建物等譲渡所得の特別控除がある場合
- ・専従者控除または専従者給与を受けている方がいる場合
- ・課税限度額を超える場合

2. 国民健康保険税の所得割の算定に用いる「総所得金額等」

次の所得金額の合計です。

- ・事業所得(営業等、農業)
- ・不動産所得
- ・利子所得
- ・配当所得
- ・給与所得
- ・雑所得(年金、その他雑)
- ・一時所得
- ・総合課税の譲渡所得
- ・山林所得金額
- ・上場株式等に係る配当所得等の金額
- ・土地の譲渡等に係る事業所得等の金額
- ・土地・建物等に係る長期・短期譲渡所得金額(特別控除を引いた後の額)
- ・一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額
- ・先物取引に係る雑所得等の金額
- ・条約適用利子(配当)等・特例適用利子(配当)等に係る利子所得等(配当所得)の金額

※基礎控除以外の所得控除(社会保険料控除や扶養控除等)は、保険税の計算には適用されません。

※純損失の繰越控除及び上場株式等に係る繰越控除を適用します。

※退職所得(退職金を一時金として受け取る場合)は、総所得金額等には含みません。ただし、退職金を年金という形で受け取る場合は雑所得に含まれます。

※遺族年金、障害年金等の非課税所得は総所得金額等に含みません。

3. 国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者全員分を世帯ごとに計算します。

- ・「医療分」と「後期支援分」はすべての加入者が負担します。
- ・「介護分」は40歳から64歳までの加入者のみが負担します。
- ・「医療分」、「後期支援分」、「介護分」(該当者がいる場合)の合計額が年税額となります。

【お問い合わせ先】

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 平塚市役所本館1階
保険年金課 保険税担当 0463-21-8775 (直通)

令和6年度平塚市国民健康保険税試算用紙

【注意事項】

- ・試算結果はあくまでも概算であるため実際の国民健康保険税額とは異なる場合があります。
- ・軽減制度等は考慮していません。

均等割

- ・40歳～64歳の加入者数 _____人 × 51,660円 = _____円 ①
- ・40歳未満、および
65歳～74歳の加入者数 _____人 × 39,970円 = _____円 ②
- ・未就学児 _____人 × 19,985円 = _____円 ③

①+②+③ = _____円 (A)

所得割

・40歳～64歳の加入者

- 1人目 所得 _____円 - 430,000円 = _____円 ア
 - 2人目 所得 _____円 - 430,000円 = _____円 イ
 - 3人目 所得 _____円 - 430,000円 = _____円 ウ
- ア+イ+ウ = _____円 エ

(エ × 13.16% = _____円 オ)

・40歳未満、および65歳～74歳の加入者

- 1人目 所得 _____円 - 430,000円 = _____円 カ
 - 2人目 所得 _____円 - 430,000円 = _____円 キ
 - 3人目 所得 _____円 - 430,000円 = _____円 ク
- カ+キ+ク = _____円 ケ

(ケ × 10.28% = _____円 コ)

オ + コ = _____円 (B)

※所得とは、総所得金額等の金額です。「令和6年度平塚市国民健康保険税の試算の注意点」をご覧ください。
 ※所得が430,000円以下の場合は「0円」として計算してください。

平等割

- ・加入者が40歳～64歳までの方を含む場合 = 31,690円 (C)
 - ・加入者が40歳未満、および
65歳～74歳の方のみの場合 = 25,920円 (D)
- どちらか一方

1年間の保険税額 (A) + (B) + (C) = _____円/年
 または (課税限度額1,060,000円)

(A) + (B) + (D) = _____円/年
 (課税限度額 890,000円)

試算例(R6)

★世帯主と妻の2人が1年間加入する場合の試算例★
 世帯主 67歳 年金収入320万円 (R5.1~R5.12)
 妻 64歳 給与収入120万円 (R5.1~R5.12)

均等割

・40歳～64歳の加入者数	妻 1人	×	51,660円	=	51,660円 ①
・40歳未満、および65歳～74歳の加入者数	夫 1人	×	39,970円	=	39,970円 ②
・未就学児	_____人	×	19,985円	=	_____円 ③
①+②+③					= 91,630円 (A)

所得割

・40歳～64歳の加入者	妻 給与収入120万円－給与所得控除(*)＝給与所得65万円				
1人目	所得 650,000円	－	430,000円	=	220,000円 ア
2人目	所得 _____円	－	430,000円	=	_____円 イ
3人目	所得 _____円	－	430,000円	=	_____円 ウ
					ア+イ+ウ = 220,000円 エ
					{ エ × 13.16% = 28,952円 オ }
・40歳未満、および65歳～74歳の加入者					
1人目	所得 2,100,000円	－	430,000円	=	1,670,000円 カ
2人目	所得 _____円	－	430,000円	=	_____円 キ
3人目	夫 年金収入320万円－公的年金等控除(*)＝雑所得210万円	－	430,000円	=	_____円 ク
					カ+キ+ク = 1,670,000円 ケ
(*) 給与所得控除や公的年金等控除については、国税庁のウェブサイトをご参照ください。					{ ケ × 10.28% = 171,676円 コ }
オ + コ					= 200,628円 (B)

※所得とは、総所得金額等の金額です。「令和6年度平塚市国民健康保険税の試算の注意点」をご覧ください。
 ※所得が430,000円以下の場合には「0円」として計算してください。

平等割

・加入者が40歳～64歳までの方を含む場合	=	31,690円 (C)	どちらか一方
・加入者が40歳未満、および65歳～74歳の方のみの場合	=	25,920円 (D)	

1年間の保険税額	(A) + (B) + (C)	=	323,948 円/年
	または	(A) + (B) + (D)	(課税限度額1,060,000円)
こちらが、1年間の保険税の試算額です。 課税限度額を超える方は、課税限度額までです。			